資料Ⅰ

令和７年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

（ごみ処理実施計画）

芦　屋　市

芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

目　次

基本理念及び基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　1

１　計画区域等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　1

２　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　1

３　処理主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　1

４　ごみ処理の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　2

５　方策の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　4

６　課題の抽出と次年度の方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　5

７　適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）　・・・・・・・・・・・・・P.　8

８　収集・運搬計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.　8

９　中間処理計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. １４

10 最終処分計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. １５

「第３次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、５つの基本方針に取り組みます。

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、
持続可能な循環型社会を目指します

基本方針

（1）基本方針１　日常における環境意識の醸成
（2）基本方針２　市民参画・協働の推進
（3）基本方針３　多様な主体との連携
（4）基本方針４　排出事業者・責任の徹底
（5）基本方針５　新施設の検討・構想

１　計画区域等

⑴　収集区域：芦屋市全域
⑵　収集面積：18.57ｋ㎡
⑶　計画収集人口：94,078 人（令和６年 10 月１日現在）

２　計画期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

３　処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	市（委託）
事業系ごみ	排出者自ら 市の許可業者		

４　ごみ処理の評価

本計画の上位計画である令和４年３月策定の「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」において設定した目標値と現況（見込み）の比較結果は次のとおりです。

なお、令和６年度の見込みは、令和７年１月末時点のデータを基に、指定ごみ袋制度の影響も考慮したうえで前年と比較し推測で作成しています。

(1)　目標値の令和６年度達成見込み

項目＼年度	単位	R5	R6	R6	R6評価
		（実績）	（見込）	（目標）	（見込）
① １人１日当たりのごみ排出量	g/人・日	877.0	840.6	886.1	達成
② １人１日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	497.3	472.6	489.1	達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,553	8,159	7,995	未達成
④ （参考）集団回収量	t/年	2,638	2,561	－	－
⑤ リサイクル率	－	15.9%	16.4%	18.6%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	3,955	3,830	3,874	達成

※②家庭系ごみとは、生活系ごみのうち、資源ごみと集団回収を除いたもの

※④集団回収量の目標値は、⑤リサイクル率に含めたため、個別に目標値は設定していない

※⑥最終処分量は、灰の資源化（R6見込み 70t）を含む

ごみ排出量は減量しているが、資源ごみや集団回収量が減量しており、リサイクル率は昨年度同様に目標値に対して未達成となっています。

参考　実績値の推移

項目＼年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
		（実績）	（実績）	（実績）	（実績）	（見込）
① １人１日当たりのごみ排出量	g/人・日	943.1	932.5	897.5	877.0	840.6
② １人１日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	549.9	543.5	515.7	497.3	472.6
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,384	8,447	8,409	8,553	8,159
④ （参考）集団回収量	t/年	3,074	2,962	2,812	2,638	2,561
⑤ リサイクル率	－	16.4%	15.9%	16.2%	15.9%	16.4%
⑥ 最終処分量	t/年	4,344	4,320	4,166	3,955	3,830

⑵　ごみ量の内訳

項目＼年度				単位	R6	R5	増減	増減率
					（見込み）	（実績）	R6-R5	R6/R5
生活系ごみ				t/年	20,706	21,887	▲ 1,181	94.6%
	燃やすごみ			t/年	15,179	16,117	▲ 938	94.2%
	燃やさないごみ			t/年	2,604	2,727	▲ 123	95.5%
		資源ごみ		t/年	1,917	1,988	▲ 71	96.4%
			紙資源	t/年	876	924	▲ 48	94.8%
			ペットボトル	t/年	243	241	2	100.8%
			缶	t/年	101	127	▲ 26	79.5%
			びん	t/年	697	696	1	100.1%
		その他燃やさないごみ		t/年	687	739	▲ 52	93.0%
	粗大・一時多量ごみ			t/年	362	405	▲ 43	89.4%
	集団回収			t/年	2,561	2,638	▲ 77	97.1%
事業系ごみ				t/年	8,159	8,553	▲ 394	95.4%
	燃やすごみ			t/年	7,883	8,351	▲ 468	94.4%
	燃やさないごみ			t/年	276	202	74	136.6%
ごみ排出量				t/年	28,865	30,440	▲ 1,575	94.8%

⑶　前年度との比較

ごみ排出量（総量）は前年度比９４.８％と減量が進んでいます。特に、生活系の燃やすごみが前年度比９４.２％と減少しています。

ごみ収集全体量に対する資源ごみの割合も微増しているため、令和５年１０月１日からの指定ごみ袋制度導入による分別の効果が出ていると推察されます。

また、事業系ごみの燃やさないごみが特に増えており、事業者の分別や許可業者登録などによる適正な排出が進んだことが要因の一つだと考えられます。

⑷　適正処理

焼却炉については、搬入時の展開検査を強化し、また、薬剤の管理を徹底すること等により、１年を通して排出基準値の値を超えることはありませんでした。

薬剤の管理を徹底	水銀：フィードフォワード制御により、活性炭噴霧量を自動で適正量噴霧し、安全な運転に努めた

	鉛：重金属安定剤の添加率測定回数を調整しながら、安全な運転に努めた

5　方策の検証

令和６年度実施計画の方策

R6方策		R6取り組み内容	評価	重点取組		
				1	2	3
1	ごみの減量化と再資源化の推進	・令和６年 11 月発行広報あしやの特集記事にて、家庭から出る燃やすごみで紙類が多いことの啓発を実施。この中でリサイクルの可否についても分かりやすく周知した。（基本方針１） ・紙類を減らす取り組みの一環として、夏休み親子見学の際に紙類に焦点を当てた見学会を実施、新たな取り組みとして令和６年 11 月に本・古着の交換会を実施した。（基本方針１・３）	本・古着の交換会は５日間で３１８人の市民に来場いただいた。広報あしやをきっかけに来場いただいた方が多数おられ、特集記事の効果が一定あったものと推察される。また、予想以上に多くの反響をいただき、紙類を資源化することに対し、市民の意識は比較的高いように感じられた。		○	
2	プラスチックの分別推進の課題整理と市民周知	・上記同様に、広報あしや 11 月号の特集記事にて、プラスチックごみの現状、分別の意義、今後の方針を市民に周知した。（基本方針１） ・プラスチック分別の課題整理のため、視察や勉強会を行い、具体的な実施方法の検討を進めた。（基本方針５）	分別実施への具体的スケジュールについて、他市の状況や本市に適した処理方法の研究をしつつ検討していく必要がある。			
3	ごみに関する広報手段の充実	・広報あしや 11 月号の特集記事や毎年全戸配布している家庭ごみ収集カレンダーにて、令和６年３月に導入したごみ分別促進アプリの啓発を行い、分別に関する周知の強化に努めた。（基本方針１） ・指定ごみ袋利用促進を目的にゴミ収集パイプライン利用者の会と協働で啓発チラシの全戸配布を行った。（基本方針１・２・３）	お問い合わせの際に広報を見たというお声が多かったことから全市民に画一的な啓発を行うには広報あしや（特に特集記事）は非常に効果的であったと考える。一方で、より効果を得たい啓発を行う際に、ターゲットを絞った周知方法を選択肢に加えることができた。次年度以降もアプリや SNS、広報あしや等様々			○

		・外国人への対応として、HP の整理やチラシの作成、日本語学校との連携による周知を行った。（基本方針１・３）	な媒体を適切なタイミングで活用していく。			
４	危険ごみによる火災事故等の撲滅	・広報あしや令和６年８月号及び令和７年３月号にてガス缶やボンベ、スプレー缶等のごみの出し方について啓発を行った。（基本方針１） ・令和７年１月に危険ごみの出し方についての周知を SNS、ごみ分別促進アプリを通じて実施した。（基本方針１）	様々な媒体を通じて周知・啓発を行っているものの依然として、危険ごみの不適正排出及び小規模な火災等の撲滅には至っていない。今後も SNS や動画といった広報手段の充実と併せて危険ごみに関する周知啓発を継続していく。			

令和６年度実施計画で定めた方策以外にも、以下の取り組みを進めました。（今年度予定含む）

- 指定ごみ袋違反、分別違反に対する啓発強化
- 事業系ごみ違反に対する啓発強化
- 粗大ごみのリユースに関して民間企業との協定を締結（令和６年 12 月 25 日）。連携開始後 12 月の１週間だけで７件（１６点）の取引依頼があった。
- 廃食用油のリサイクルに関して民間企業との協定を締結予定

６　課題の抽出と次年度の方策

令和７年度実施計画の方策

深刻化する地球温暖化対策として、資源循環や脱炭素を促進し持続可能な社会を構築するため、3R の推進により燃やすごみの減量化・再資源化を図る必要があります。

課　題 方　策		R7取り組み予定	重点取組		
			１	２	３
１	燃やすごみに混入する紙類が依然として多く、より一層分別を促進する必要がある。 ごみの減量化と再資源化の推進	令和６年 11 月に試験的に開催した本と古着の交換会をベースに拡充させ、関係団体と連携しながら紙類・布類を軸に資源化を図っていく。（基本方針１・３）		○	
２	ごみの出し方や分別方法に限らず、市が行っている施策を必要としている人に分かりやすく伝える必要がある。 ごみに関する広報手段の充実	新たな取り組みとして動画での周知や危険ごみの出し方も含め、これまで点でしかなかった各業務について関連性を持たせ面として組み立てて周知してくなど、市民意識を高めていくため SNS やホームページなどを活用しごみに関する情報提供を拡充させる。（基本方針１・２・３）		○	○

３	環境処理センターの施設整備に伴い、リサイクル事業そのものの在り方を再編する必要がある。 今後のリサイクル事業の検討	民間企業との連携協定も活用しながら、リサイクル事業全体として新たな展開を検討し実施していく。特に環境教育の充実も踏まえながら検討を進める。（基本方針１・２・３・５）			○

参考　令和６年度　燃やすごみの中身（湿重量%）（５月、８月、11 月の３回分析平均）
　　前年度と比較し、燃やすごみにおける紙類の割合は減少しています。

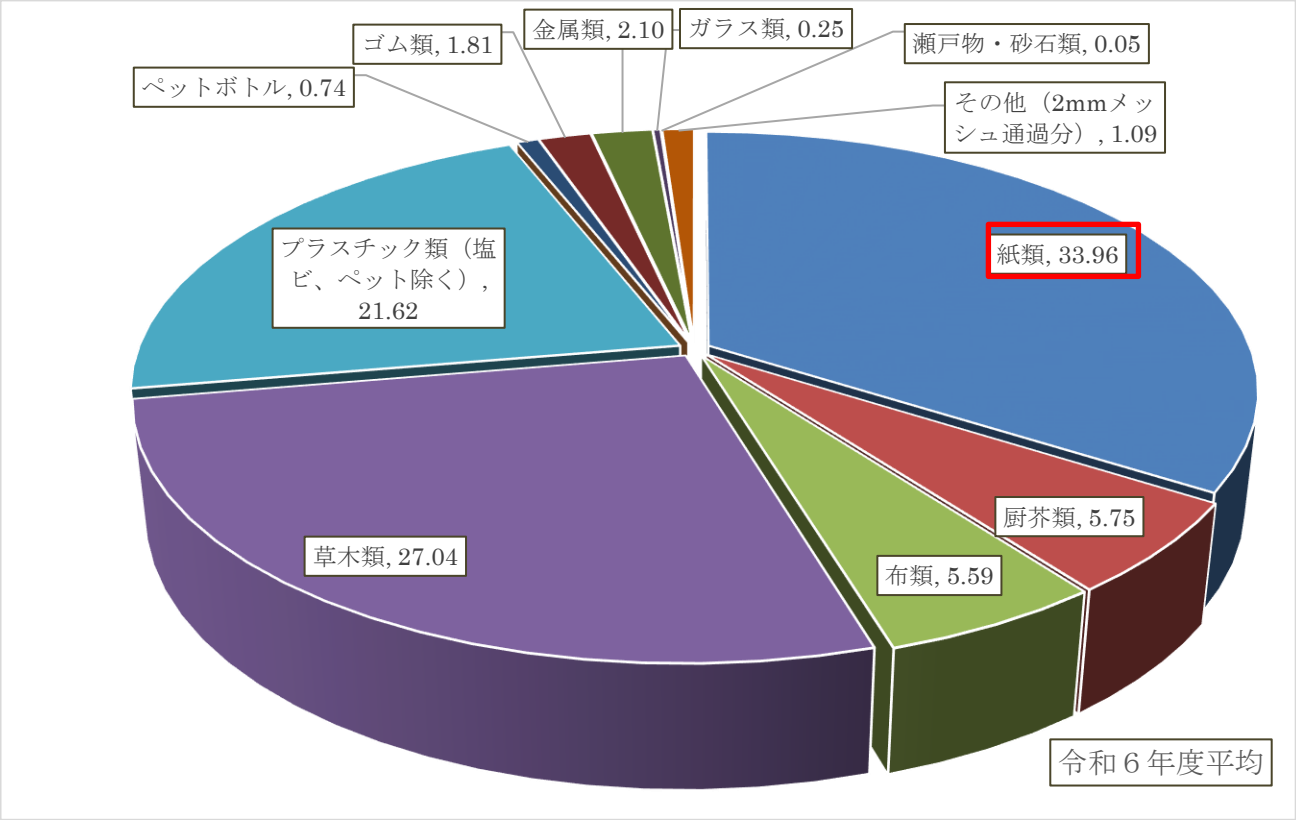

前年度
（年４回の分析平均）

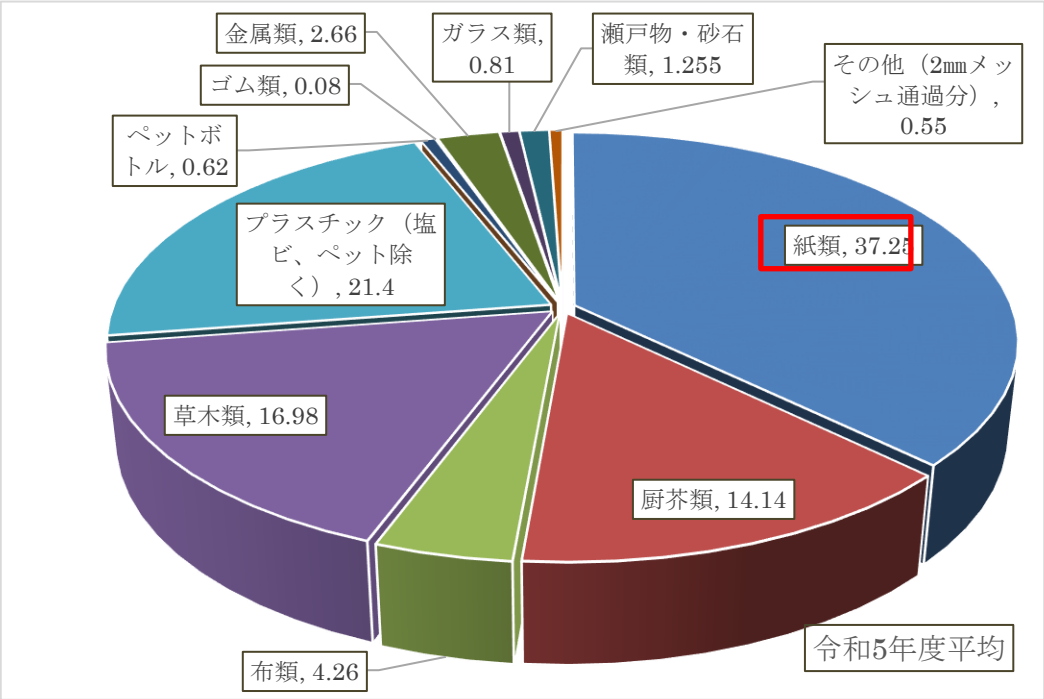

参考　兵庫県内の比較

（環境省　一般廃棄物処理実態調査結果　令和４年度調査結果（R7.2 時点最新）より）

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量 合計 (ごみ総排出量)*10^6/総人口/365 (g/人日)
	県平均	875
1	神河町	715
2	多可町	716
3	加東市	732
4	丹波市	748
5	市川町	748
6	播磨町	769
7	加古川市	796
8	太子町	800
9	稲美町	800
10	高砂市	804
11	西脇市	807
12	三田市	811
13	伊丹市	817
14	川西市	819
15	宍粟市	828
16	加西市	828
17	西宮市	851
18	尼崎市	852
19	養父市	855
20	明石市	856
21	宝塚市	863
22	猪名川町	881
23	上郡町	889
24	香美町	892
25	芦屋市	897
26	姫路市	900
27	神戸市	903
28	朝来市	907
29	相生市	912
30	佐用町	914
31	小野市	915
32	たつの市	918
33	丹波篠山市	922
34	南あわじ市	951
35	豊岡市	980
36	三木市	991
37	洲本市	1,017
38	赤穂市	1,024
39	新温泉町	1,039
40	福崎町	1,070
41	淡路市	1,141

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量 生活系ごみ (生活系ごみ搬入量+集団回収量)*10^6/総人口/365 (g/人日)
	県平均	587
1	加東市	440
2	伊丹市	531
3	神河町	548
4	加古川市	551
5	多可町	555
6	西宮市	556
7	加西市	563
8	丹波市	566
9	尼崎市	573
10	西脇市	574
11	神戸市	576
12	太子町	583
13	明石市	585
14	宝塚市	591
15	市川町	592
16	播磨町	598
17	相生市	599
18	川西市	602
19	姫路市	610
20	上郡町	611
21	三田市	615
22	高砂市	615
23	佐用町	620
24	宍粟市	620
25	稲美町	623
26	豊岡市	623
27	小野市	628
28	たつの市	631
29	福崎町	632
30	養父市	635
31	南あわじ市	635
32	三木市	636
33	洲本市	649
34	芦屋市	656
35	淡路市	664
36	丹波篠山市	667
37	赤穂市	673
38	朝来市	678
39	猪名川町	684
40	香美町	693
41	新温泉町	734

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量 事業系ごみ (事業系ごみ搬入量)*10^6/総人口/365 (g/人日)
	県平均	287
1	市川町	157
2	多可町	161
3	神河町	168
4	播磨町	172
5	稲美町	178
6	丹波市	182
7	高砂市	189
8	三田市	196
9	猪名川町	197
10	香美町	199
11	宍粟市	208
12	太子町	216
13	川西市	217
14	養父市	220
15	朝来市	229
16	西脇市	233
17	芦屋市	242
18	加古川市	245
19	丹波篠山市	255
20	加西市	266
21	明石市	270
22	宝塚市	272
23	上郡町	278
24	尼崎市	279
25	伊丹市	286
26	小野市	287
27	たつの市	287
28	姫路市	290
29	加東市	292
30	佐用町	294
31	西宮市	295
32	新温泉町	306
33	相生市	313
34	南あわじ市	316
35	神戸市	327
36	赤穂市	352
37	三木市	355
38	豊岡市	357
39	洲本市	368
40	福崎町	438
41	淡路市	478

県内順位	市区町村名	リサイクル率 R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100 (%)
	県平均	15.2
1	小野市	6.3
2	明石市	8.9
3	加東市	9.7
4	丹波篠山市	10.0
5	福崎町	10.7
6	淡路市	11.5
7	豊岡市	11.7
8	三木市	11.8
9	稲美町	12.2
10	尼崎市	12.3
11	洲本市	12.4
12	神戸市	12.5
13	三田市	12.8
14	西脇市	13.0
15	南あわじ市	13.8
16	相生市	14.5
17	姫路市	14.5
18	丹波市	14.8
19	赤穂市	15.0
20	西宮市	15.5
21	芦屋市	15.8
22	香美町	16.4
23	新温泉町	17.0
24	播磨町	17.0
25	多可町	17.2
26	伊丹市	17.6
27	加西市	18.3
28	佐用町	19.1
29	上郡町	19.2
30	高砂市	19.8
31	たつの市	20.2
32	加古川市	20.7
33	太子町	20.9
34	宍粟市	22.4
35	猪名川町	25.0
36	朝来市	25.5
37	川西市	26.0
38	養父市	29.3
39	宝塚市	29.7
40	市川町	59.8
41	神河町	60.2

令和3年度の調査結果

32	芦屋市	933

【前年より順位上昇】

37	芦屋市	690

【前年より順位上昇】

18	芦屋市	243

【前年より順位上昇】

21	芦屋市	15.9

【前年と順位同一】

7　適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）

市民生活・事業活動に支障を及ぼすことがないようにするとともに、地球温暖化対策を推進する等、未来を担う世代によりよい環境を残すため、市民、事業者、市（行政）の役割を記載する。

⑴　市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再使用を図り、廃棄物を分別して家庭ごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

⑵　事業者の責務

ア　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ　事業者は、上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

⑶　市（行政）の責務

ア　市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ　市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者への啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

ウ　市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

8　収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「ビン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の 12 分別とします。

なお、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は、より適正な処理を図るため、拠点回収を実施しています。

⑴　一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月１回車両による収集を行います。

ア　市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

㈠　一般家庭が排出する生活系ごみ

イ　一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

㈠　事業所が排出する事業系ごみ

㈡　一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ

㈢　事業活動に伴って生じたごみ

ウ　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合での引き取りを進めるとともに、リネットジャパンリサイクル株式会社とも連携しています。

⑵　排出方法

ア　市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ　家庭ごみステーションとは、原則として複数の家庭が共同でごみを排出する場所をいい、それを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認することにより決まる。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、閲覧が可能です。

ウ　市民は、生活系ごみを排出する場合は、１４頁別表第１に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

エ　市民は、「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」を家庭ごみステーション又は廃棄物運搬用パイプライン施設に排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならない。

オ　市民又は事業者は、一般廃棄物を環境処理センターに搬出することができる。ただし、中身の見える状態で排出しなければならない。

⑶　芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができないホームヘルプサービスを利用する概ね 65 歳以上の高齢者（要介護２以上）又は障がいのある方（障がい者手帳所持者又は難病患者）で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する方を対象に、燃やすごみ、紙資源、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。また、希望者に対して安否確認も行い、生活環境に支障が生じないよう支援します。

⑷　パイプライン施設

廃棄物運搬用パイプライン施設について、条例で定められた期間での適正運用に向け、計画的に事業を進めてまいります。

また、利用者や関係者との協議を重ね、自然災害等により条例で定められた期間の前にパイプライン施設が利用できなくなる場合も考慮しながら、具体的な代替収集方法を検討していきます。

●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では 12 分別による収集を行っており、分別区分別の対象物、排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分			対象物	排出方法	中間処理方法	
					一次処理	二次処理
燃やすごみ			生ごみ類、布類、プラスチック類等	指定ごみ袋に収納して排出 木や枝は、長さ50㎝以内、直径10㎝以内に切り、片手で運べる量を紐で束ねる	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源 段ボール	段ボール	別々の袋、もしくは紐で束ねて排出	保管	資源物：再資源化
		紙資源 雑誌・チラシ等	雑誌、チラシ、その他紙類			
		紙資源 新聞紙	新聞紙			
		紙資源 紙パック	紙パック			
		ペットボトル	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・第1・5・6週に出す場合は、ビンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		缶	スチール缶類、アルミ缶類	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		ビン	ジュースのビン、調味料のビン等		選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
	その他燃やさないごみ		小型家電、鉄類、ガラス類、陶器類等	指定ごみ袋に収納して排出 危険ごみは、中身の見える別袋に入れて排出 ・整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等は中身を使い切り、中身の見える別袋に入れて排出 ・充電式電化製品や乾電池類は、中身の見える別袋に入れて排出 ・包丁・はさみ・ガラスの破片等は、厚紙に入れて、「キケン」と表示して中身の見える別袋に入れて排出 傘や蛍光灯は、袋に収納しなくてもよい	破砕・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
粗大ごみ			（縦・横・高さいずれか一辺） 50㎝以上の燃やすごみ、 30㎝以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名もしくは受付番号等を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に排出	破砕・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
一時多量ごみ			引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」、「燃やすごみ」、「缶」、「ビン」等に分けて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化
植木剪定ごみ			植木剪定の木、枝、葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木　：長さ50㎝以内、直径10㎝以内に切って、紐等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化

●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。一方、事業系ごみは、事業者が自ら持ち込むか、本市の許可業者と契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数					収集地域	収集区分	収集方法	搬入先
燃やすごみ	週２回				ＪＲ以南(楠町を除く)～防潮堤線（臨港線）以北，芦屋浜（高浜町1・10～20番），南芦屋浜（陽光町8番20号，海洋町7～14番，南浜町10～18番，涼風町）	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター
	週２回				ＪＲ以北，楠町	委　託		
	随　時				芦屋浜（新浜町，浜風町，高浜町２～9番，若葉町，緑町，潮見町），南芦屋浜（陽光町1～7番，海洋町1～6番，南浜町1～9番）	市直営	パイプライン輸送	
	月１回 （パイプラインに投入できない物）				芦屋浜（新浜町，浜風町，緑町，潮見町） 南芦屋浜（陽光町8番20号）	市直営	ステーション方式	
					芦屋浜（高浜町２～9番，若葉町），南芦屋浜（陽光町1～7番，海洋町1～6番，南浜町1～9番）	委　託		
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源	段ボール	第１・５週の水曜日	全市域	ＪＲ以北（楠町を含む），芦屋浜（高浜町2～9番，若葉町），南芦屋浜（陽光町1～7番，南浜町1～9番）は委託 ＪＲ以南（楠町を除く），芦屋浜（高浜町１・10～20番，浜風町,新浜町,緑町,潮見町），南芦屋浜（陽光町8番20号，海洋町8～14番，南浜町10～18番，涼風町）は市直営	ステーション方式	再生事業者施設内
			雑誌・チラシ等	第 ２ 週の水曜日	全市域		ステーション方式	
			新聞紙	第 ４ 週の水曜日	全市域		ステーション方式	
			紙パック	第 ４ 週の水曜日	全市域		ステーション方式	
		ペットボトル		第３週の水曜日及び 第１・５・６週	全市域（高浜町２～9番，若葉町を除く）		ステーション方式	芦屋市環境処理センター
				第１・３・４・５週の木曜日	高浜町２～9番，若葉町			
		缶		第 ３ 週	ＪＲ以南(楠町を除く)～防潮堤線（臨港線）以北	市直営	ステーション方式	
					ＪＲ以北，楠町	委　託		
					芦屋浜（新浜町，浜風町，高浜町１・10～20番，緑町，潮見町），南芦屋浜（陽光町8番20号，海洋町7～14番，南浜町10～18番，涼風町）	市直営		
					南芦屋浜（陽光町1～7番，海洋町1～6番，南浜町1～9番）	委　託		
				毎　　週	芦屋浜（高浜町2～9番，若葉町）	委　託		
		ビ　ン		第1・５・６週	ＪＲ以南(楠町を除く)～防潮堤線（臨港線）以北	市直営	ステーション方式	
					ＪＲ以北，楠町	委　託		
					芦屋浜（新浜町，浜風町(5～8番を除く)，高浜町１・10～20番，緑町(1・3・4を除く)，潮見町），南芦屋浜（陽光町8番20号，海洋町7～14番，南浜町10～18番，涼風町）	市直営		
					南芦屋浜(陽光町1～7番，南浜町1～9番，海洋町1～6番)	委　託		
				毎　　週	芦屋浜（浜風町5～8番，高浜町2～9番，若葉町，緑町1・3・4番）	委　託		
	その他 燃やさないごみ			第２・４週	ＪＲ以南(楠町を除く)～防潮堤線（臨港線）以北	市直営	ステーション方式	
					ＪＲ以北，楠町	委　託		
					芦屋浜（新浜町，浜風町，高浜町１・10～20番，緑町，潮見町），南芦屋浜（陽光町8番20号，海洋町7～14番，南浜町10～18番・涼風町）	市直営		
					芦屋浜（高浜町2～9番，若葉町），南芦屋浜（陽光町1～7番，海洋町1～6番，南浜町1～9番）	委　託		
粗大ごみ				申込み・予約制	全市域	市直営	戸別収集	
一時多量ごみ								
植木の剪定ごみ								
事業所が排出するごみ				随　時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集	
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ								

別表第１

収集曜日及び時間

	町　　名 ／ 分別種類 出す時間	燃やすごみ	燃やさないごみ									粗大ごみ	一時多量ごみ 植木剪定ごみ
			資源ごみ								その他 燃やさないごみ		
			紙資源				ペットボトル		缶	ビン			
			段ボール	雑誌・チラシ等	新聞紙	紙パック							
		午前８時３０分まで	午前８時３０分まで	午前８時３０分まで	午前８時３０分まで	午前８時３０分まで	午前８時３０分まで	午後０時３０分まで	午後０時３０分まで	午後０時３０分まで	午後０時３０分まで		
あ	朝日ヶ丘町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木	申込み・予約制 電話　22-2166 月～金曜日の午前９時～午後４時まで	申込み・予約制 電話　22-2155 月～金曜日の午前７時30分～午後４時まで（昼１２時～１２時４５分を除く）
い	岩園町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
	伊勢町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
う	打出小槌町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
	打出町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
お	奥池町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	奥池南町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第3週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	奥山	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	大原町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
	大桝町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
か	上宮川町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
	春日町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
	川西町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	海洋町１～6番	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	海洋町7～１４番	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
き	公光町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
く	楠町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
	呉川町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
さ	三条町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	三条南町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
し	親王塚町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
	清水町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	潮見町	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
す	涼風町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
せ	精道町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
た	竹園町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
	高浜町２～９番	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第１・３・４・５週　木		毎　週　月	毎週　金　午前	第２・４週　月		
	高浜町１・１０～２０番	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
	大東町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
ち	茶屋之町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
つ	月若町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	津知町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
な	業平町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
	南宮町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
に	西山町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
	西芦屋町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	西蔵町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	新浜町	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
は	浜町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	浜芦屋町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
	浜風町（５～８番除く）	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
	浜風町５～８番	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	毎週　金　午前	第２・４週　金		
ひ	東芦屋町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	東山町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	平田北町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	平田町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
ふ	船戸町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
ま	松ノ内町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	前田町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	松浜町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
み	翠ヶ丘町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
	南浜町１～９番	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
	南浜町１０～１８番	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
	宮塚町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
	宮川町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
	緑町（１・３・４番除く）	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	第１・５週　木	第２・４週　木		
	緑町１・３・４番	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　木	第３週　木	毎週　金　午前	第２・４週　木		
や	山手町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　火	第３週　火	第１・５週　火	第２・４週　火		
	山芦屋町	月・木	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
よ	陽光町１～７番	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
	陽光町８番２０号	火・金		第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　水	第３週　水	第１・５週　水	第２・４週　水		
ろ	六麓荘町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５週　金	第３週　金	第１・５週　金	第２・４週　金		
わ	若宮町	火・金	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第３週　水	第１・５・６週　月	第３週　月	第１・５・６週　月	第２・４週　月		
	若葉町	パイプライン	第１・５週　水	第２週　水	第４週　水	第４週　水	第１・３・４・５週　木		毎　週　火	毎週　金　午前	第２・４週　火		

９　中間処理計画

(1)　受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

ア　ごみ及び粗大ごみの処理

(ｱ)　焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

(ｲ)　破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却します。

(ｳ)　有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

イ　一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

(ｱ)　紙くず

(ｲ)　木くず

(ｳ)　繊維くず

(ｴ)　その他市長が必要と認めたもの

ウ　特定家庭用機器再商品化法による特定家庭用機器廃棄物〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電機商業組合が引き取る「兵庫方式」で処理するとともに、リネットジャパンリサイクル株式会社との連携も行っています。

エ　在宅医療廃棄物

(ｱ)　注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

(ｲ)　その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

オ　アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

⑵　中間処理施設

ア　名　　称：芦屋市環境処理センター

イ　所 在 地：芦屋市浜風町 31-1

ウ　処理設備：焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機

エ　処 理 量：　焼却処理　　24,273t（令和６年度見込み値）

資源化処理　　2,032t（令和６年度見込み値）

焼却炉	型　　式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230t/24h(115t/24h×2基)
破砕機	可 燃 性 粗大ごみ用	型　式	二軸剪断式破砕機　NS－552SK
		処理能力	10t／5h　破砕寸法　200mm以下
	不 燃 性 粗大ごみ用	型　式	二軸剪断式破砕機　NS－452S
		処理能力	5～8t/h
圧縮機	型　　式		カンスクイザーKC10－D3
	処 理 能 力		10t/8h
切断機	型　　式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先　13t　　刃元　74t
ペットボトル減容設備	型　　式		油圧圧縮梱包式
	処 理 能 力		300kg/h

⑶　ごみ処理施設整備計画

神戸市との可燃ごみの広域処理の協議を進め、芦屋市環境処理センター施設整備基本計画を策定します。

１０　最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

⑴　埋立処分の対象

焼却灰、ばいじん処理物

⑵　最終処分地の概要

ア　委　託　先：大阪湾広域臨海環境整備センター

イ　搬 入 基 地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）

ウ　埋立処分場：神戸沖埋立処分場

エ　埋 立 方 法：海面埋立方式（管理型）

オ　処　理　量：3,760t（令和６年度見込み値）

(参考)

別途、焼却灰の一部は再資源化します。（令和６年度見込み値：70t）